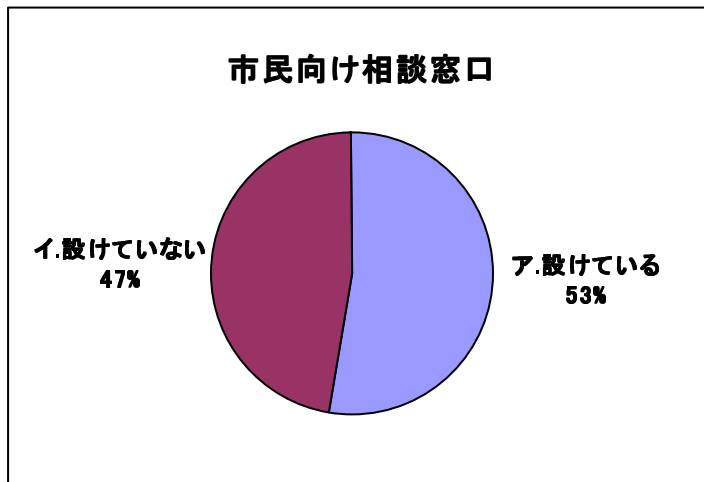


平成 18 年度「高齢者・障害者の権利擁護体制整備に関する状況調査」結果
沖縄県社会福祉協議会
沖縄県福祉サービス利用支援センター

- 調査対象：沖縄県全市町村（高齢者・障害関係部署） 合計 41 箇所
- 調査方法：アンケート形式 郵送による発送／返送による回答・FAXによる回答
- 発送日：平成 18 年 10 月 5 日 （締切日：11 月 6 日）
- 回収率：92.7% (38/41)
- 調査結果：下記の通り

1. 権利擁護に関する市民向け相談窓口がありますか



窓口体制については、専用の窓口や相談日を設置しているわけではなく、担当課にて相談があり次第随時対応している市町村が多い。

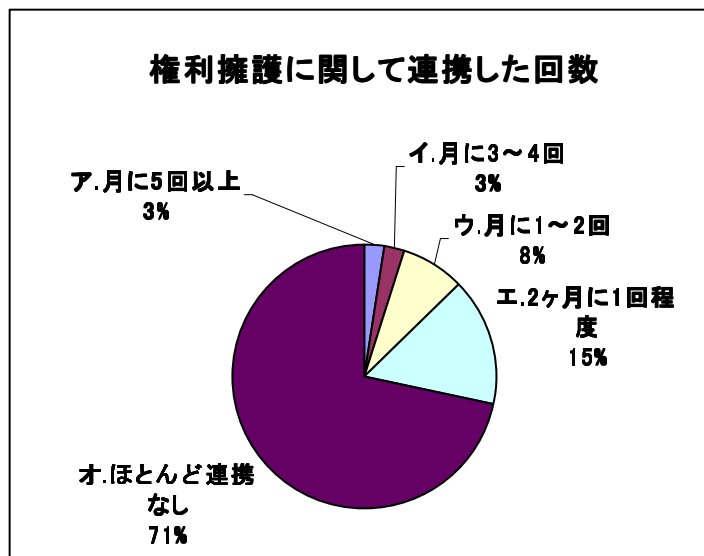
★窓口体制について（自由記述）

- ・今は特に窓口を設置していないが、今後社会福祉課を窓口として予定している。
- ・相談員 1 名（兼任） 相談日は特に設定していない。
- ・相談窓口という形態では設置していないが、通常業務の一貫で相談・助言等を実施している。
- ・民生課相談窓口（1 名） 月～金（祝日を除く）8：30～17：15 人権・行政・法律相談 毎月第 3 木曜日 10：00～16：00
- ・専門の窓口ではなく、通常の福祉業務と兼務で実施している。
- ・各担当職員が相談対応。専用の窓口は特に無し。業務中に主に相談。特に相談日は設けていない。
- ・高齢・障がい福祉課長がそのつど相談があれば対応している。

★相談窓口の広報について

- ・特に広報はしていない。
- ・パンフレット・ポスター等を役場や保健福祉センターで掲示、配布。
- ・人権・行政・法律相談は広報に情報を掲載。
- ・役場ホームページにて情報掲載。

2. 権利擁護の相談で当該市町村社会福祉協議会との連携をとったことがありますか。



(箇所)

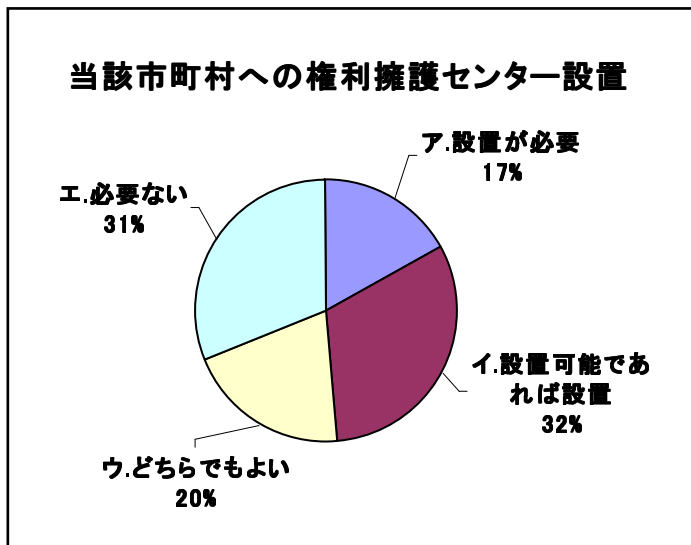
ア.月に5回以上	1
イ.月に3~4回	1
ウ.月に1~2回	3
エ.2ヶ月に1回程度	6
オ.ほとんど連携なし	28

権利擁護に関して、頻回に当該社協と連携を取っている市町村は 1 割程度である。(ただし、相談があった場合はその都度何らかの連携を取って対応している。)

★市町村社協との連携に関して

- ・相談の実績がない。
- ・権利擁護の相談が少なく、社協からも相談等が少ないため。
- ・障害者や高齢者からの相談が少ないこともあるが、事例があれば社協との連携で村社協で対応している。
- ・相談件数が少ないため、発生主義で対応している。
- ・定例の会議等はないが、事例が発生したときに、連絡をしている。
- ・権利擁護の相談は主として町社協がおこなっているため。
- ・福祉サービス等につなげるための情報提供程度のみ。また、月に何回も相談がある訳でもないため、連携とはいえない。
- ・地域包括支援センターとしては月 1~2 回程度連携をとっている
- ・相談が少ないため、必要に応じて連携している。

3. 当該市町村の地域福祉権利擁護センターの設置について



(箇所)

ア. 設置が必要	6
イ. 設置可能であれば設置	11
ウ. どちらでもよい	7
エ. 必要ない	11

「必要性を感じる」市町村と「必要性を感じない」市町村が約半々の結果になったが、各市町村の温度差が出る結果となった。

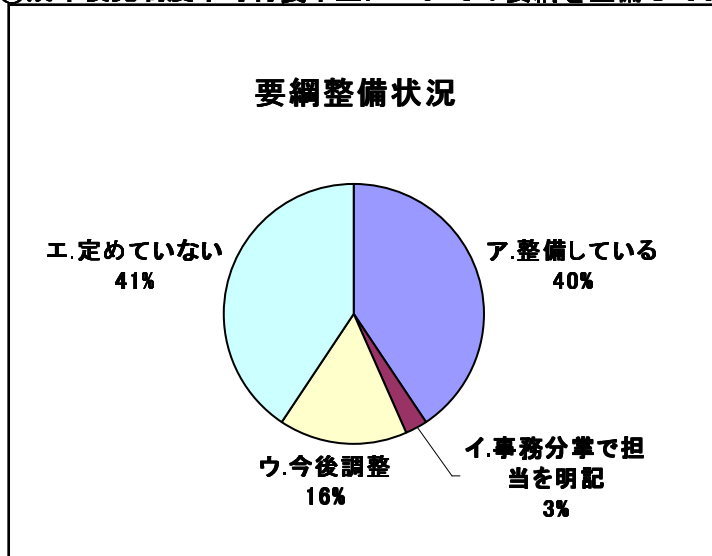
★センター設置が必要と考える理由について

- ・認知症高齢者増を感じる。また、知的障害者等が在宅となることが考えられる。その方々の支援が必要になる。
- ・今後権利擁護等が増えるだろうと思うが、財政面での困難さがある。
- ・基幹的社協まで遠いため、利用者にとってはセンターが近い方がいいと考える。
- ・年々高まりを見せている障がい者の権利意識を体系的に支援する機関は必要。
- ・権利擁護に関する相談は複雑かつ慎重を要すると思うので、やはり専門員を配置した方がよいと思う。
- ・地域に密着したサービスが可能になる。
- ・権利擁護事業への理解と相談が容易になる。
- ・社協の担当者のみでは、対応が不十分。
- ・権利擁護として相談があった場合、対応するために必要と思う。

4. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度市町村長申立について

① 成年後見制度市町村長申立についての要綱を整備していますか

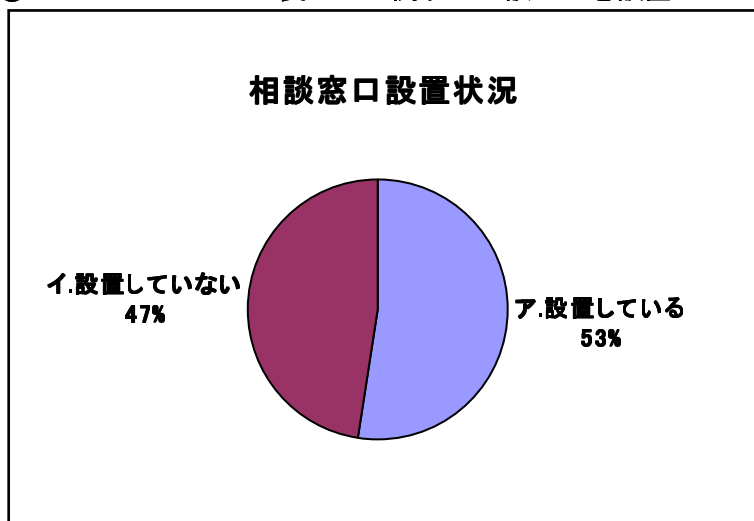


(箇所)

ア.整備している	15
イ.事務分掌で担当を明記	1
ウ.今後調整	6
エ.定めていない	15

市町村長申立の「要綱を整備している」のは15ヶ所(40%)。「要綱を整備していない」のは22ヶ所(60%)。「要綱を整備していない」22ヶ所のうち「事務分掌で担当を明記」しているのが1ヶ所、「今後調整予定」が6ヶ所となっている。

② 成年後見制度市町村長申立に関する相談窓口を設置していますか。



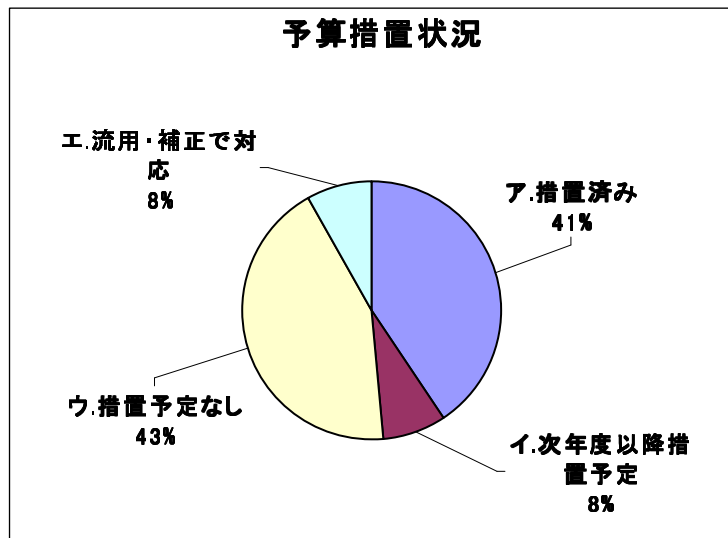
(箇所)

ア.設置している	20
イ.設置していない	18

★相談窓口の広報方法

- ・村広報誌の活用。
- ・パンフレット・ポスター等での掲示及び配布。
- ・市民向けリーフレットを作成し、各担当窓口に設置。
- ・問合せがあった場合に、相談窓口を説明。
- ・市民向けパンフレットを作成している。
- ・やっていない。今後やりたい。

③成年後見制度市町村長申立に関する予算措置をしていますか。



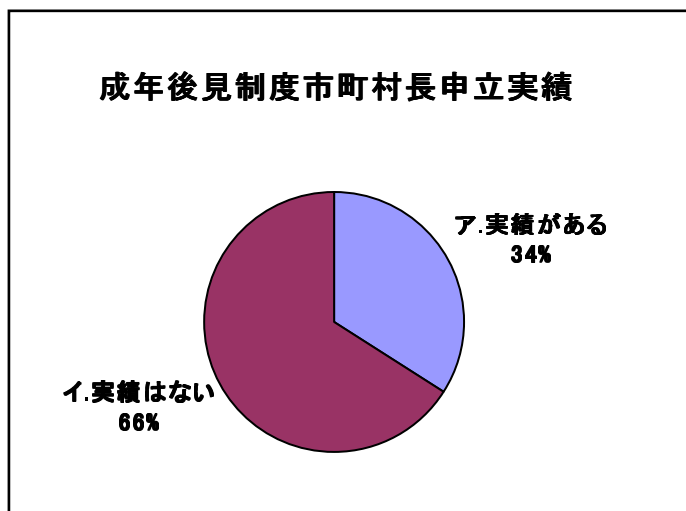
(箇所)

ア.措置済み	15
イ.次年度以降措置予定	3
ウ.措置予定なし	16
エ.流用・補正で対応	3

※予算措置状況については別紙参照

市町村長申立の「予算措置している」のは15ヶ所(41%)。「予算措置していない」のが22ヶ所(59%)。「予算措置していない」22ヶ所のうち、「流用・補正で対応」が3箇所、「次年度以降措置予定」が3ヶ所となっている。

④成年後見制度市町村長申立の実績がありますか。平成15年度からの実績でお答えください。



(箇所)

ア.実績がある	13
イ.実績はない	25

※申立実績状況については別紙参照

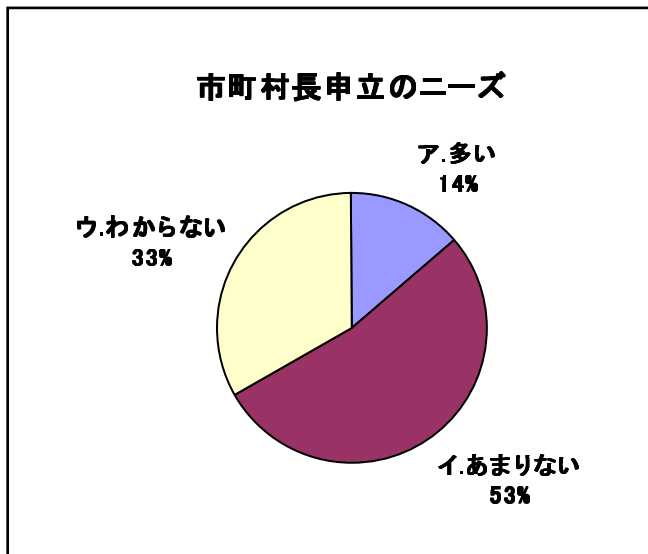
「実績がある」と応えた市町村は13ヶ所。それに対し「実績はない」と応えた市町村は25ヶ所ある。

★検討したが申立に至らなかったケースの理由等

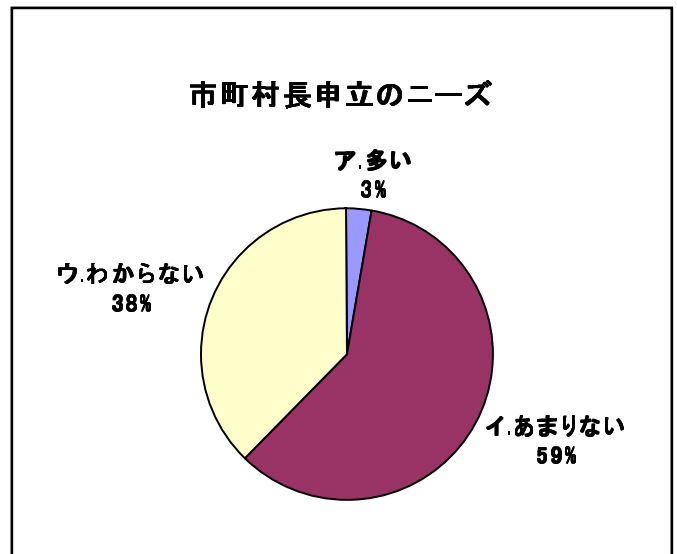
- ・申立費用も高く、また身元引受人にもなれないので。
- ・申立が取り下げになったケース 1件(裁判所が調査の結果、後見人となる親族がいたため)
- ・親族の協力が得られなかった。権利擁護事業で対応。4親等内親族の意思確認に時間を要している。
- ・本市で公用申請、戸籍取り寄せ支援を行い、親族に確認したところ親族申立による了解が得られたため、市長申立に至らなかった。

⑤成年後見制度市町村長申立のニーズはありますか

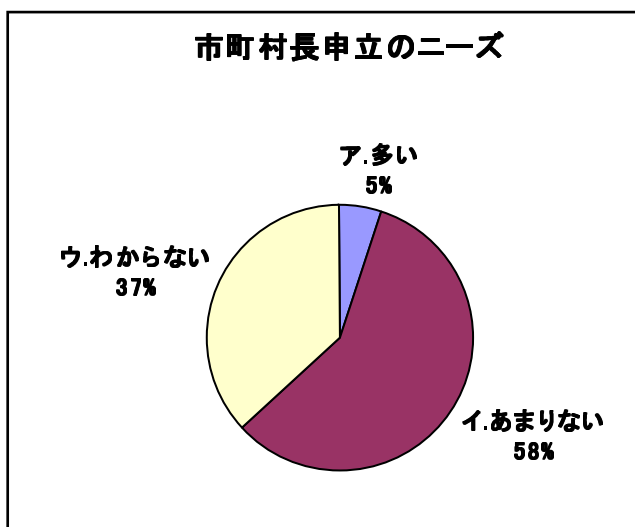
(認知症高齢者)



(知的障害者)



(精神障害者)



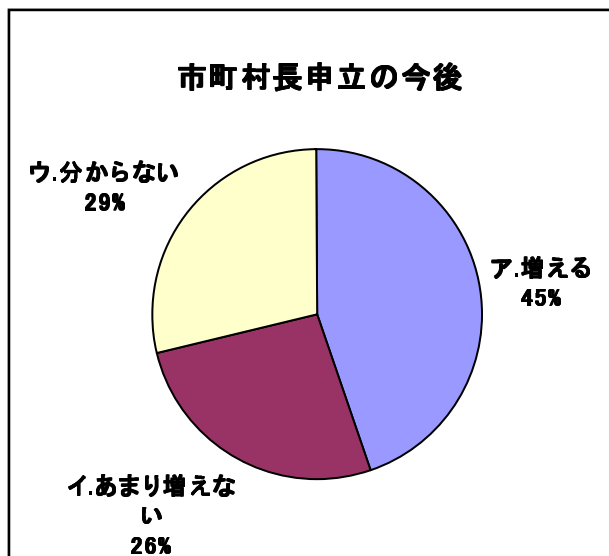
(箇所)

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者
ア.多い	5	1	2
イ.あまりない	19	22	22
ウ.わからない	12	14	14

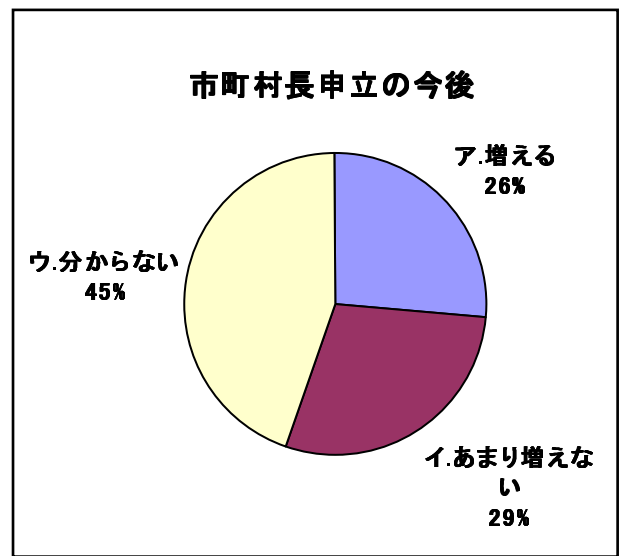
市町村長申立について、認知症高齢者対象のニーズが「多い」と回答したのは5ヶ所(14%)となっており、知的障害者(3%)、精神障害者(5%)と比べ高くなっている。しかし、全体的にみると「多い」と回答したのは7%にとどまっており、全体的にニーズは「あまりない(57%)」結果となっている。また、全体の36%が「わからない」となっている。

⑥成年後見制度市町村長申立のニーズは今後増えると思いますか

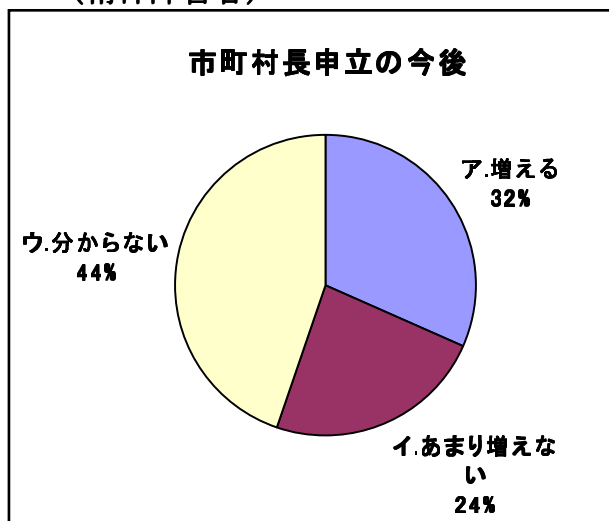
(認知症高齢者)



(知的障害者)



(精神障害者)



(箇所)

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者
ア.増える	17	10	12
イ.あまり増えない	10	11	9
ウ.分からない	11	17	17

今後のニーズについて、認知症高齢者対象のニーズが「増える」と回答したのは17ヶ所（45%）で、現在のニーズと同様に、知的障害者（26%）、精神障害者（32%）と比べ高くなっている。全体的には「増える」と回答したのは34%であり、「あまり増えない」（26%）を上回る結果となっており、今後ニーズが増えることが予想される。また、全体の40%が「分からない」となっている。

★認知症高齢者のニーズが「増える」と回答した理由

- ・親族間の希薄さが目だってきていると思う
- ・高齢者人口の増加と社会的入院患者が高齢化し、介護サービスの必要性が出てくることから増加すると思われる
- ・独居高齢者の増加と低所得により家族が親の年金を使い込むケース、また家族支援が得られない高齢者が増えているように感じる

- ・高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者も増えることが予想されているため。また、本人に代わる親族代理人が不在というケースが今後表面化することも予測される。
- ・独居及び身寄りのない高齢者（施設入所）などが増加傾向にあるため
- ・独居世帯の増加、経済的虐待の把握により増えると考ええる。
- ・世帯の核家族化による関わり方の薄れ。認知症高齢者の増加。関係機関や市民への制度の浸透
- ・成年後見制度の周知。身寄りのない高齢者の増加。
- ・介護保険法の改正に伴って増加する。
- ・成年後見制度についての問合せや相談が数件ある。
- ・独居の高齢者が増えているため、増える可能性が考えられる。
- ・島外からの移住者が増えている。

★知的障害者のニーズが「増える」と回答した理由

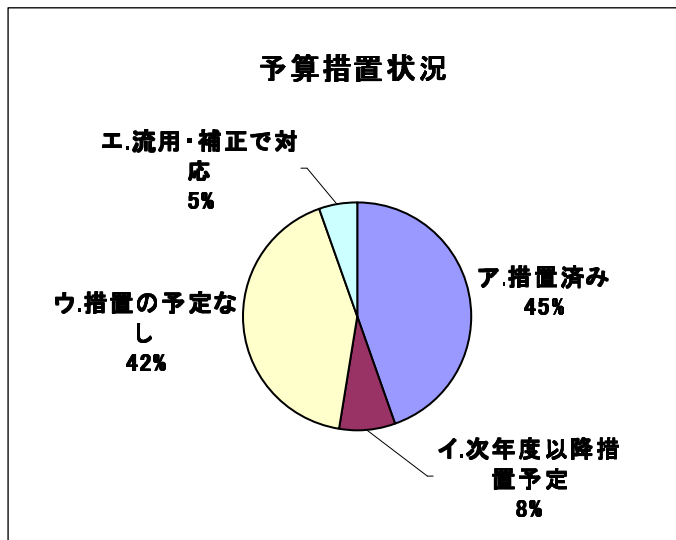
- ・親族間の関係の希薄さが目立ってきていると思う。
- ・障害者自立支援法の施行により、知的障害者がサービス利用をするための契約が必要なため増加すると思われる。
- ・本人に代わり契約等の法律行為を行える代理人がいないというケースが今後表面化するのは？また、脱施設化の傾向は今後も続くと思えるため。
- ・自立支援法施行により、相談事業を新たに行うため、市町村長申立のニーズは増えると思う。
- ・施設入所の保護者の高齢化。
- ・現在、施設入所者の契約は保護者等が行っていた現状があるが、今後、対象者が一人になった時に、増えてくると思われる。
- ・現在、知的障害者については特に相談がないが、介護者及び親族が高齢化した場合は、増えることも予想される。
- ・障害者自立支援法の制定に伴って増加する。
- ・福祉サービス等の見直しにより、利用の調整等、複雑になっており、障害者本人が行うことが難しく、今後増えることが考えられる。知的・精神に関しては家族等が拒否するケースも少なくない。

★精神障害者のニーズが「増える」と回答した理由

- ・親族間の関係の希薄さが目立ってきていると思う。
- ・障害者自立支援法の施行により、精神障害者がサービスを利用するための契約等で増加すると思われる。
- ・長期入院で家族と何十年も連絡をとっておらず、病院が管理しているケース等が多い。
- ・長期入院患者の高齢化や退院促進事業に伴い、医療機関から地域へ移って生活する方々が今後増えるため。
- ・自立支援法施行により、相談事業を新たに行うため、市町村長申立のニーズは増えると思う。
- ・長期入院者の退院促進。保護者の高齢化。
- ・2親等までの調査に変わり、事務作業の迅速化が図れる。
- ・自分でお金の管理をできる人が少ない。
- ・福祉サービス等の見直しにより、利用の調整等、複雑になっており、障害者本人が行うことが難しく、今後増えることが考えられる。知的・精神に関しては家族等が拒否するケースも少なくない。

(2) 成年後見制度利用支援事業（申立経費・後見人報酬の助成）について

①成年後見制度利用支援事業を予算措置していますか。



(箇所)

ア.措置済み	17
イ.次年度以降措置予定	3
ウ.措置の予定なし	16
エ.流用・補正で対応	2

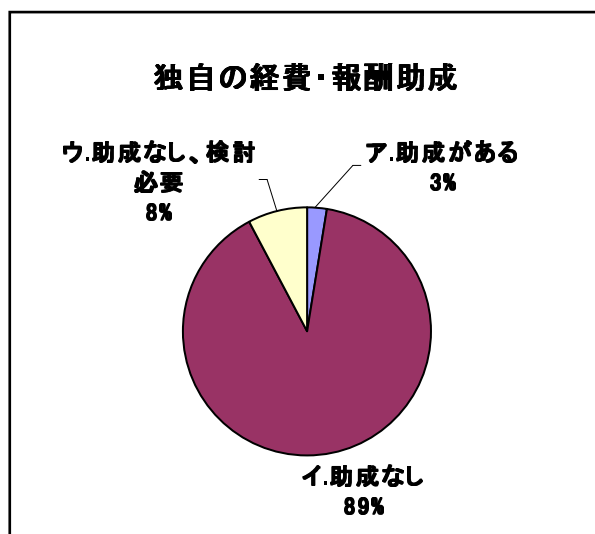
※予算措置状況については別紙参照

利用支援事業の「予算措置している」のは17ヶ所（45%）。「予算措置していない」のが21ヶ所（55%）。「予算措置していない」21ヶ所のうち、「流用・補正で対応」が2ヶ所（5%）、「次年度以降措置予定」が3ヶ所（8%）となっている。

②成年後見制度利用支援事業の実績について、平成15年から平成17年度まで対象区分別で人数及び金額をご記入ください。

(別紙参照)

③成年後見制度利用支援事業以外での、当該市町村独自の成年後見制度申立経費・後見人の報酬等の助成がありますか

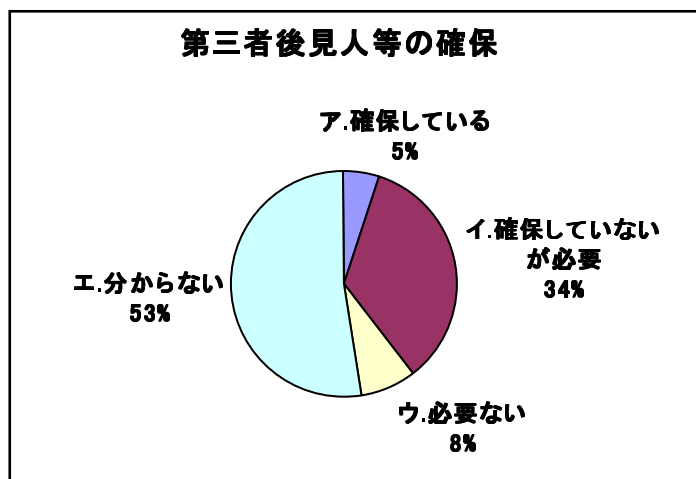


(箇所)

ア.助成がある	1
イ.助成なし	34
ウ.助成なし、検討必要	3

独自の「助成がある」のは1ヶ所（3%）。「助成なし」が37ヶ所（97%）と独自の助成はほとんど行っていない。

(3) 市町村における第三者後見人等候補者の確保について



(箇所)

ア.確保している	2
イ.確保していないが必要	13
ウ.必要ない	3
エ.分からない	20

第三者後見人を「確保している」が2ヶ所（5%）。「確保していない」が36ヶ所（95%）となっている。「確保していない」の回答のうち、「確保していないが必要」13ヶ所（34%）、「必要ない」3ヶ所（8%）、「分からない」が20ヶ所（53%）となっており、第三者後見人候補者又は第三者後見人候補者を抱える機関が少ない状況が伺える結果となった。

★確保の方法について

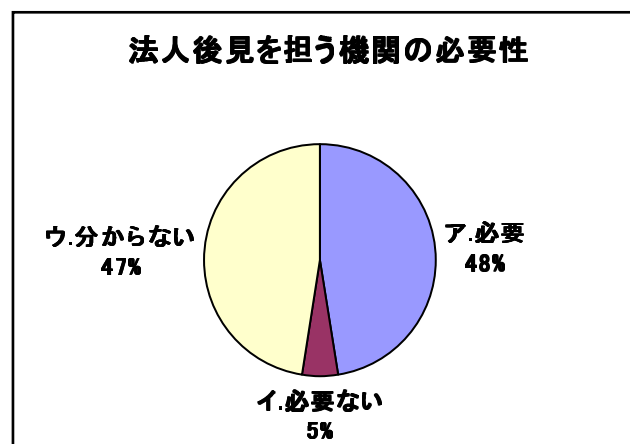
- ・成年後見パートナー（社会福祉士会）。
- ・後見人については、裁判所に選定調査をお願いしている。
- ・沖縄県社会福祉士会と連携。しかし、県福祉士会でも後見人不足が起きているため、今後さらに支援団体を増やしていくことを検討中。

★今後の予定など

- ・今後身寄りのない独居老人が増えて、相談に対応することで必要だと思う。
- ・社会福祉士・司法書士・弁護士の資格を有するものが少なく、申立ができない状態にある。

(4) 法人後見について

①法人後見を担う機関の必要性を感じますか

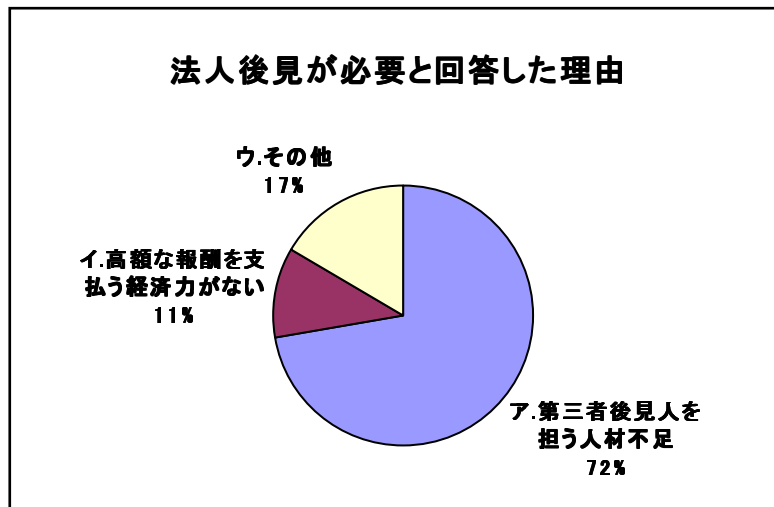


(箇所)

ア.必要	18
イ.必要ない	2
ウ.分からない	18

法人後見について、「必要である」が18ヶ所（48%）あり、「必要ない」が2ヶ所（5%）、「分からない」が18ヶ所（47%）となっている。

②①の設問で「ア. 必要である」と回答した場合にお答えください。その理由を教えてください。



(箇所)

ア. 第三者後見人を担う人材不足	13
イ. 高額な報酬を支払う経済力がない	2
ウ. その他	3

法人後見の必要な理由について、「第三者後見人を担う人材不足」が13ヶ所(72%)、「経済力がない」が2ヶ所(11%)となっている。第三者後見人候補者の人材不足のため制度を利用できないケースがあることが予想される。

★法人後見を担う機関の必要性について

- ・後見人に事故が生じた場合、個人後見よりも法人後見のほうが支援が途切れることなく対応できるため。
- ・法人後見の周知。協力法人のリスト作成が必要と感じる。
- ・個人とは異なり、組織的な対応ができる。
- ・経験やノウハウの蓄積ができる。
- ・個人で後見人となるのは責任が重すぎるが、組織として受けることができれば第三者が補助できる部分はかなりあると思われる。反面、責任がうやむやになる可能性もあり、きちんとした責任所在の体制は必要である。